

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年1月11日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
藤崎良次	藤崎良次と市民オンブズマンの会	平成30年12月11日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
入江晶子	入江あき子と市民ネット	平成30年12月25日